

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月十一日

奈良県人事委員会委員長 馬場勝也

### 奈良県人事委員会規則第三号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の七の七級の項中

四 種	80,300円
-----	---------

を

四 種	80,300円
五 種	71,300円

改める。

別表第三の七の七級の項中

四 種	62,500円
-----	---------

を

四 種	62,500円
五 種	55,500円

改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職手当に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。